

要綱（骨子）

要綱（骨子）

一 次に掲げる行為を行い、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期拘禁刑に処するものとすること。

1 アルコール影響正常運転困難状態（身体に血液一ミリリットルにつき一・〇ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・五ミリグラム以上にアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転が困難な状態をいう。二において同じ。）で自動車を走行させる行為

2 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度以上の高速度その他道路及び交通の状況に応じて重大な交通の危険を回避することが著しく困難な高速度（次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める速度に準ずるものに限る。）で自動車を運転する行為

イ 道路交通法第二十二条第一項の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされてい
る最高速度（以下「最高速度」という。）が六十キロメートル毎時を超える場合 最高速度を六十キ
ロメートル毎時超える速度

- 口 最高速度が六十キロメートル毎時以下である場合 最高速度を五十キロメートル毎時超える速度
 - 3 殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為
- 二 アルコールの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、アルコール影響正常運転困難状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の拘禁刑に処し、人を死亡させた者は十五年以下の拘禁刑に処するものとすること。